

# 兵庫県保険医協会歯科部会社保ニュース

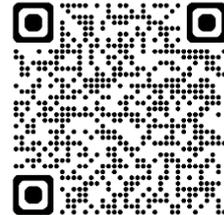
兵庫県保険医協会歯科部会

2024年10月1日

TEL078-393-1809（歯科保険請求、審査、指導等お問合せは平日9時30分～17時）

## 10/1 から後発品のある先発品（長期収載医薬品）の 「選定療養」（特別の料金徴収）実施

後発医薬品のある先発医薬品で長期収載されている対象医薬品を患者の希望で投薬または注射した場合（入院中は対象外）について、後発品との差額の1/4を患者から徴収する（+消費税）仕組みが導入されました。



院内掲示例や、対象医薬品等くわしくは厚労省 HP を参照下さい。→

### 【歯科での対象医薬品例（厚労省マスタ抜粋）】

- ・ボルタレン錠 25 mg ・ロキソニン細粒 10% ・ロルカム錠2mg ・ロルカム錠4mg ・セフゾン細粒小児用 10%
- ・ジスロマック細粒小児用 10% ・ジスロマック錠 250 mg ・ミノマイシンカプセル 100 mg ・クラビット細粒 10%
- ・クラビット錠 500 mg ・アフタゾロン口腔用軟膏 0.1% ・セレコックス錠 100mg ・セレコックス錠 200mg

- ・「医療上の必要」や、在庫状況（院内採用品に後発医薬品がない場合も可）など「後発医薬品の提供が困難な場合」は、理由を対象医薬品ごとにレセプト摘要欄に記載（下記コード参照）すれば差額徴収は生じません。
- ・院外処方せんの場合 先発品の処方が、患者希望の場合は「患者希望」欄にチェック✓し、「医療上の必要」や在庫状況の場合は「変更不可（医療上必要）」欄にチェックします。このチェックにより、調剤薬局の窓口で選定療養の対象かどうか判断します。両方が空欄の場合は調剤薬局で患者に確認して対応します。

レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため
820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため
820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

～医薬品不足は続いており、製薬企業による不適切な「出荷制限」も厚労省調査で明らかになっています。対象医薬品を患者が希望した場合の「選定療養費」（特別の料金徴収）制度は、事実上の混合診療解禁に等しく、協会は中止・廃止を求めています。